

亀山市告示第 1 1 1 号

亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱を次のように定める。

平成 3 0 年 6 月 2 6 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、市内の私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）附則第 7 条ただし書の規定により、別段の申出をした幼稚園に限る。以下同じ。）の設置者（以下「設置者」という。）が行う園児の健康管理のための検診に要する経費の一部を補助することにより、保護者の負担軽減を図り、もって幼稚園教育の振興及び充実に資することを目的とする。

(補助金の名称)

第 2 条 この告示により交付する補助金は、亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 この補助金の交付対象者は、園児（市内に住所を有する者に限る。以下同じ。）に対して実施する内科、眼科、耳鼻科及び歯科の検診（以下「検診」という。）の費用を負担する設置者とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、設置者が負担した検診の費用の額と亀山市立幼稚園（亀山市立学校設置条例（平成 1 7 年亀山市条例第 6 2 号）に定める幼稚園をいう。）が行う検診の費用の負担額とを比較して、いずれか少ない額を限度として、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金交付（変更）申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。申請した事項に変更があったときも、同様とする。

（1）検診実施（変更）計画書（様式第2号）

（2）その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金交付（変更）決定通知書（様式第3号）により前条の申請書を提出した設置者に通知するものとする。

（実施結果の報告）

第7条 補助金の交付を受けた設置者は、補助金の交付を申請した検診が全て完了した日から起算して15日を経過する日又は3月20日のいずれか早い日までに検診実施報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（委任）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成30年度分の補助金の交付から適用する。

様式第1号(第5条関係)

亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金交付(変更)申請書

年 月 日

亀山市長 様

住所

法人名

幼稚園名

理事長名

印

年度亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額	円
----------	---

様式第2号(第5条関係)

検診実施(変更)計画書				
1 検診実施計画(概要)				
2 検診内訳書				
項目	受検予定人数	検診料 (単価)	検診料 (項目ごと小計)	補助金交付申請額
内科検診				
眼科検診				
耳鼻科検診				
歯科検診				
合計				

様式第3号(第6条関係)

亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金交付(変更)決定通知書

第 号
年 月 日

(設置者)

様

亀山市長

年 月 日付けで申請のあった亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金の交付について次のとおり決定したので、亀山市私立幼稚園園児健康管理費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

補助金交付決定額	円
----------	---

様式第4号(第7条関係)

検診実施報告書

年 月 日

亀山市長 様

住所
法人名
幼稚園名
理事長名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度私立幼稚園園児検診が全て完了したので、その実施結果について次のとおり報告します。

1 交付決定を受けた額 円

2 検診実施結果

項目	受検人数	検診料 (単価)	検診料 (項目ごと小計)	設置者負担額
内科検診				
眼科検診				
耳鼻科検診				
歯科検診				
合計				